(五)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,000	23,100	2,065	1,855	1,640	1,425	1,205	990	775	605	7,780	664
23,100	23,200	2,085	1,875	1,660	1,440	1,225	1,010	795	615	7,830	672
23,200	23,300	2,110	1,890	1,675	1,460	1,245	1,025	810	625	7,880	681
23,300	23,400	2,125	1,910	1,695	1,475	1,260	1,045	830	640	7,940	689
23,400	23,500	2,145	1,930	1,710	1,495	1,280	1,065	845	650	7,990	697
23,500	23,600	2,160	1,945	1,730	1,515	1,295	1,080	865	655	8,050	705
23,600	23,700	2,180	1,965	1,750	1,530	1,315	1,100	890	670	8,100	713
23,700	23,800	2,200	1,985	1,770	1,550	1,335	1,125	910	690	8,150	721
23,800	23,900	2,220	2,005	1,790	1,570	1,355	1,145	930	710	8,200	730
23,900	24,000	2,240	2,025	1,810	1,590	1,380	1,165	950	730	8,250	738
24,000円		2,250	2,035	1,820	1,600	1,390	1,175	960	740	8,300	746
24,000円を超え26,500円に満たない金額		24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20.42％に相当する金額を加算した金額								8,300円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額	746円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の10.21％に相当する金額を加算した金額
26,500円		2,760	2,545	2,330	2,115	1,900	1,685	1,470	1,250		1,001
26,500円を超え32,500円に満たない金額		26,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の23.483％に相当する金額を加算した金額									1,001円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の20.42％に相当する金額を加算した金額
32,500円		4,170	3,955	3,740	3,525	3,310	3,095	2,880	2,660		2,226
32,500円を超え57,500円に満たない金額		32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額									2,226円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の25.525％に相当する金額を加算した金額

(六)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
57,500円		12,595円	12,380円	12,165円	11,950円	11,735円	11,520円	11,305円	11,085円	21,980円	8,608円
57,500円を超え71,000円に満たない金額		57,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								21,980円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額	8,608円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,500円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額
71,000円		18,225円	18,010円	17,795円	17,575円	17,360円	17,145円	16,935円	16,715円		
71,000円を超え72,500円に満たない金額		71,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち71,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額									
72,500円		19,020円	18,805円	18,590円	18,370円	18,160円	17,945円	17,730円	17,510円		
72,500円を超え73,500円に満たない金額		72,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち72,500円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額									
73,500円		19,615円	19,400円	19,185円	18,965円	18,750円	18,535円	18,320円	18,100円		
73,500円を超え75,000円に満たない金額		73,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち73,500円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額									
75,000円		20,410円	20,195円	19,980円	19,760円	19,545円	19,330円	19,120円	18,900円		
75,000円を超え116,500円に満たない金額		75,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額									